

(別紙参考様式)

製品に使用される全成分リスト（化粧品においては、全成分表示に対応するすべての成分につき記載すること。）

製品名：

①番号	②成分名	③牛・羊由来成分の該当性の有無	④で「あり」に該当する場合			備考※3
			④当該成分を使用している申請者の保有する医薬品等の承認番号※1、又は、(独)製品評価技術基盤機構の品質証明確認書番号※2	原産国	部位	

※1 化粧品の場合、成分名と医薬品等の承認書記載の成分名が異なる場合には、承認番号に当該成分名を併記すること。

※2 (独) 製品評価技術基盤機構の品質証明確認書番号を使用する場合は、成分毎に当該証明確認書の写しを添付すること。

※3 「備考」欄には、次の事項を記載すること。

- i) 中華人民共和国衛生部2002年第3号公告に規定するII類に該当する成分についてはII類と記載する。
- ii) 「②の成分名」欄の成分名と上記第3号公告で規定するI類又はII類成分名が同一の場合には、牛・羊由来成分に該当しない場合であっても、類別（I類またはII類）を記載し、あわせて当該成分の基原を記載すること。

(注意)

- 1) 本様式は、証明内容の確認において使用するものであり、証明書自体に添付するものではない。
- 2) 本様式は、製品毎に作成すること。
- 3) 製品名は、該当する名称を記載し、輸出用名称を併記する場合は輸出用名称に（ ）を付して記載すること。また、口紅等のシリーズ製品の場合は、色名等を含むすべての製品名を列記すること。
- 4) 成分名欄には、全成分表示名を記載すること。(独) 製品評価技術基盤機構の品質証明確認書を使用する場合には、品質証明確認書の牛・羊由来原料成分欄に記載された成分名を併記すること。
- 5) 平成13年10月2日付け医薬発第1069号医薬局長通知に基づく、原産国、使用部位に係る使用規制及び平成13年10月16日付け医薬発第1434号医薬局審査管理課長通知に規定するウシ等由来原料に対するプリオンを不活化できると認められる処理条件の下での物理的・化学的処理に適合するものであること。